

「札幌南整形 訪問看護ステーション」 運営規程

【事業の目的】

第1条 医療法人三和会札幌南整形外科病院が開設する札幌南整形 訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にあり、主治の医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護の提供することを目的とする。

【運営の方針】

- 第2条 ステーションの看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、日常生活の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護師等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

【事業所の名称等】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 札幌南整形 訪問看護ステーション
- 二 所在地 札幌市南区南 33 条西 11 丁目 4 番 1 号
医療法人三和会札幌南整形外科病院内

【職員の職種、員数及び職務内容】

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 看護師 1 名（外来職務と兼務）

管理者は、従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の施設等の職務に従事することができる。

二 看護師等 看護職員

看護師 3 名（常勤専従）

看護師等は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。

【営業日及び営業時間】

第 5 条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 8 月 15 日お盆休みと 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- 二 営業時間 午前 9 時半から午後 5 時までとする

【訪問看護の内容】

第 6 条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事及び排泄等日常生活の世話
- 四 褥瘡の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 認知症ケア
- 七 療養生活や介護方法の指導
- 八 カテーテル等の管理
- 九 その他医師の指示による医療処置

【利用料等】

第 7 条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問看護が法定代理受理サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 次条の通常の事業の実施区域を超えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - 一 通常の事業実施区域を超えた地点から、片道 10 キロメートル未満 300 円
 - 二 通常の事業実施区域を超えた地点から、片道 10 キロメートル以上 450 円
- 3 死後の処置料は、10,000 円とする。
- 4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

【通常の事業の実施地域】

第8条 通常の事業の実施地域は、札幌市南区、中央区、豊平区の区域とする。

【衛生管理など】

第9条 ステーションは看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 二 ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 ステーションにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

【緊急時等における対応方法】

第10条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の様態の変化、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに利用者の主治医へ連絡を行い、医師の指示に従って適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

【苦情処理】

第11条 管理者は、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

【事故発生時の対応】

第12条 ステーションは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 ステーションは、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

【虐待防止に関する事項】

第13条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の次号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - 二 虐待防止のための指針の整備
 - 三 虐待の防止に関する責任者の選定
 - 四 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
 - 五 その他の虐待防止のために必要な措置
- 2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

【身体拘束等の原則禁止】

第14条 ステーションは、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 ステーションは、やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間などについて説明し同意を得た上で、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

【業務継続計画の策定等】

第 15 条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 ステーションは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【個人情報の保護】

第 16 条 ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 ステーションが得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供

以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

【その他の運営についての留意事項】

第 17 条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり、
儲けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修
 - 二 継続研修 1 年 3 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 ステーションは、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者で亡くなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人三和会札幌南整形外科病院と札幌南整形 訪問看護ステーションの管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

令和 6 年 6 月改定

令和 7 年 4 月改定